



三鷹市障がい福祉計画(素案)にご意見を お寄せください

↓地域福祉課 ☎内線26618

昨年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの福祉サービスが大きく変わりました。

「三鷹市障がい福祉計画」は、障がい福祉サービスや地域生活支援事業のサービスを提供するための基本理念、サービスの必要量の見込みとサービスの提供体制を確保するための方策などについて定めるものです。

このほど、計画の素案がまとまりました。みなさんのご意見・ご要望をお寄せください。

計画の期間と数値目標
計画期間は平成19年度から平成22年度、平成23年度の障がい福祉サービスの必要量を想定し、計画期間中の各年度の数値目標を設定します。

計画の基本理念(障がいの者施策のビジョン)
「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」「だれもが地域社会の中で個性を生かす社会の構成員として自立して生活できるまち」

図1

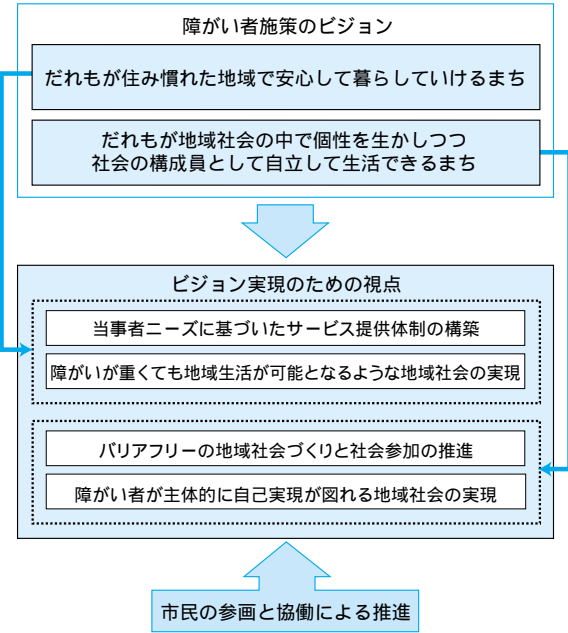


図2 福祉サービスの内容

指定障害福祉サービス

障害者自立支援法のサービスの基幹となるもので、「ホームヘルプサービスなどの介護サービスを受けて自立した地域生活を支援する/訪問系サービス」、「就労・自立に向けて訓練や社会参加により自己実現を図る/日中活動の場」、「グループホームなどの居住を支援する/生活の場」に分類します。

必要なサービスの供給量の確保、民間事業者などの参入促進、福祉施設の円滑な新体系への移行の支援などをすすめます。

地域生活支援事業

地域での豊かで文化的な生活を確保するために、利用者の状況や地域の特性に対応して行う事業を実施します。

身近な相談窓口の整備、必要な情報的確に届けることができる仕組みづくり、移動やコミュニケーションの支援、日常生活用具の給付、日中活動の場の整備、社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりの推進などの障がい者施策の充実を図ることにより、その人の能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができることを目指します。

ビジョン実現のための視点

4項目は、別図1のとおり。
基本目標
施設入所者の地域生活への移行、平成23年度までに施設入所者のうち24人程度が地域生活移行し、障がい者と知的障がいのある14人が入所中です。

退院可能精神障がい者の地域生活への移行、平成23年度までに50人以上が地域生活移行し、平成19年度、就労への移行、平成19年度、23年度までに延べ70人が就労へ、平成23年度までに、就労移行支援と就労継続支援A型の事業を1カ所以上で実施、サービスの必要量と確保の方策

必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能になるように整備を図ります。「指定障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」の内容は別図2のとおり。

計画の実現に向けての方策
障がい者の地域での自立生活を支援するため、積極的な

施策の展開を図っていきます

障がい者の地域生活を支える相対支援の体制と機能の強化、障がい者の自立と就労支援の推進、障がい者の地域生活移行と居住継続への支援、障がい者の自立と地域生活を支えるネットワークづくり、利用者負担の軽減などのサービス利用者支援と事業の円滑な運営、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方への支援の充実、障がい児の居場所づくりなどの支援、障がい者を地域で支える担い手の発掘と養成、バリアフリーの地域社会づくりを目指す活動

計画素案策定の経過
昨年7月に、障がい当事者や公衆の市民を含む市民、関係団体・機関、専門家などで構成する「三鷹市障がい福祉計画検討市民会議」を設置し、

これまで9回の協議を経て、素案を検討しました。また、サービスを利用している方やサービス提供事業者の調査や、障がい者関係団体のヒアリングなどにより、意見の把握も行いました。

ご意見・ご要望などをお寄せください
2月9日(金)までに住所・氏名・電話番号(団体の場合は所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を記入し、「〒181-8555三鷹市役所地域福祉課計画担当」へ提出してください。
mitakakkyo.jpへ提出してください。

「三鷹市障がい福祉計画」は3月下旬に策定します。

素案の全文は、市のホームページ「パブリックコメント」からご覧になれるほか、地域福祉課(市役所1階)、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口、コミュニティセンターで配布しています。

第32回

しようがい者作品展
力作を多数展示します。多くの方のご来場をお待ちしています。

1月22日(月)～26日(金)午前9時～午後5時、26日は正午まで、市役所1階市民ホール、↓地域福祉課 ☎内線26657

確定申告手続き
医療費・障害者控除の証明書を発行します
条件に該当する方に、おむつにかかる医療費控除、65歳以上の障害者・特別障害者控除の確定申告の手続きに用いる証明書を発行します。

次のすべての条件に該当する方に、初めての控除申請時に必要な「医師の証明書」(ほかに「おむつ代の領収書」も必要)に代用できる「確認書」を発行します。

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降、要介護認定の通知をすでに受けている、要介護認定時の主治医意見書の記入日が平成18年中で、寝たきりで尿失禁の可能性が確認できる方、
障害者・特別障害者控除
次の条件に該当する方に、障害者手帳なしでも控除を受けられる認定書を発行します。

平成18年12月31日現在、市内在住で65歳以上の寝たきりなどの状態にある、要介護認定の通知を受けていて認定基準に該当する、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書を持っている方、
高齢者支援室、市役所1階 番窓口X申し込む、くわしくは同室 ☎内線26624

青、マウス操作などパソコンの基礎とインターネットの基礎を学びます(全2回)。
2月5日(月)～8日(木)午前9時30分～午後0時30分、産業プラザで。
事前に住所・氏名・年齢・電話番号、希望を伝えて三鷹いきいき(ラオス)事務局 火・木曜日午前10時～午後4時受付 ☎70-57533 FAX70-57548 申し込む、先着12人、講習時に「三鷹いきいきプラス」(入会金・会費無料)の入会案内を行います。

高齢者支援室 ☎内線26627

こもれび ほつと・サークル和紙でおひなさま
市・NPO法人こもれび主催、対象はおおむね65歳以上の方。手漉き和紙を使って小笠原家伝承の折り方で壁掛けおひなさまを作ります。
2月1日(木)午後1時30分～午後3時30分、市民協働センター、講師は早田広美さん、参加費1千500円(材料費含む)。
1月22日(月)午前9時から事務局 ☎080-333846 994へ申し込む。

年中無休!社会福祉事業団の食事サービス
三鷹市社会福祉事業団では、市内にお住まいの高齢の方などに、栄養バランスに配慮した温かい手作りの昼食と夕食を年中無休で配達しています。

週1回や必要な期間のみの利用もできます。
料金 1食760円(税込み) 会費 月額500円(税込み) 提供日 毎日(年中無休) 同業業団 ☎43-8804

市民会議・審議会
三鷹市健康福祉審議会
1月24日(水)午後7時～8時

45分、教育センター大研修室で、障がい福祉計画の素案の検討など。
傍聴希望の方は、当日午後6時50分までに直接会場へ先着10人。
↓地域福祉課 ☎内線26612

募集

北野ハピネスセンターで臨時職員を募集
仕事内容 障がい者の日常生活の支援と介護など
募集人数 男性1人(同姓介助のため)
勤務日・時間 2月1日(木)～3月23日(金)の午前9時～午後4時(実働6時間、土・日曜日、祝日を除く)
賃金 時給1千140円、交通費支給(日額840円以内)
履歴書写真添付を本人が同センターへ持参して申し込む、同センター(北野1-9-29) ☎48-6331

特別養護老人ホームどんぐり山で介護職(2人)・看護職(1人)を募集
応募資格 介護職「介護福祉士資格を有する昭和56年4月2日以降に生まれた方」、看護職「看護師(正・准)資格を有する昭和31年4月2日以降に生まれた方」
試験日 2月4日(日)午前9時から、筆記試験(作文)、適性検査、面接。
1月22日(月)～31日(水)平日のみ、午前9時～午後4時に同ホーム事務所へ履歴書写真添付して資格証明書の写しを本人が持参して申し込む、くわしくは同ホーム事務所 ☎33-2255へ。

社会福祉事業団で職員募集
職種 看護職(1人)、介護職(契約職員2人)、
1月22日(月)～2月2日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)に同センター ☎48-6331へ申し込む。

介護支援専門員(契約職員1人)、サービス提供責任者(契約職員1人)、ホームヘルパー(登録職員若干名) 応募資格 いずれも平成18年4月1日現在、50歳未満で正・准看護師で臨床経験が3年以上の方、50歳未満でホームヘルパー2級以上の資格者、45歳未満で介護支援専門員資格者(要運転免許)、50歳未満でホームヘルパー1級または介護福祉士資格者(要運転免許)、ホームヘルパー2級以上の方、勤務場所、老人保健施設「はながいた」と、はながいた指定居宅介護支援事業所、ヘルパーステーションはながいた、市内の高齢者宅など。
くわしくは同業業団(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時 ☎44-52111 http://www.mitaka.or.jp

なかよし教室
新入生募集!
NPO法人なかよし会では、障がい児の放課後活動を行う「なかよし教室」の平成19年度通所者を若干名募集します。対象は市内在住の小学1年生、高校3年生。
説明会 1月26日(金)午前11時～11時30分、同教室(牟礼3-9-3)で。
事前に同教室 ☎43-8135 (担当藤嶋)へ申し込む。

北野ハピネスセンター「けやき」の地域活動室の通所者を若干名募集します。対象は市内在住の18歳以上の障がい者で、障がい程度区分の1または2の認定を受けた方。
1月22日(月)～2月2日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)に同センター ☎48-6331へ申し込む。